

○国立大学法人埼玉大学教育機構障がい学生支援室規程

〔令和5年3月16日〕
規則第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構障がい学生支援室（以下「障がい学生支援室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 障がい学生支援室は、埼玉大学（以下「本学」という。）における障がい学生に対する全学的な支援体制を強化し、もって障がい学生の円滑な修学及び学生生活支援に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 「社会的障壁」とは、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 「障がい学生」とは、障がい者で本学に入学を希望する者及び本学に在籍する学生をいう。
- (4) 「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

(業務)

第4条 障がい学生支援室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい学生との相談及び面談等に関すること。
- (2) 障がい学生に対する支援（合理的配慮を含む。以下同じ。）計画の立案及び実施に関すること。
- (3) 障がい学生支援制度の立案に関すること。
- (4) 障がい学生に対する支援に必要な施設・設備の整備計画の立案に関すること。

- (5) 障がい学生に対する支援業務を行う者の養成計画等の立案及び実施並びに確保に関すること。
- (6) 障がい学生の支援に係る連絡調整及び支援実績の管理に関すること。
- (7) 障がい学生の支援に係る教職員からの相談に関すること。
- (8) 障がい学生に対する支援に係る啓発活動に関すること。
- (9) 障がい学生に対する支援に関する自己点検・評価及び改善に関すること。
- (10) その他障がい学生支援室の目的を達成するために必要な事項
(組織)

第5条 障がい学生支援室は、次の教職員をもって構成する。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 専任教員
 - (4) 兼任教員
- 2 室長は、前項第3号の専任教員をもって充てる。
 - 3 室長は、障がい学生支援室の業務を統括する。
 - 4 副室長は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第6条第1項に規定する事務職員の副機構長をもって充てる。
 - 5 副室長は、室長の職務を補佐するとともに、室長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 6 兼任教員は、各学部副学部長及び教育機構保健センター長をもって充てる。
(支援室会議)

第6条 障がい学生支援室に、障がい学生支援室の運営及び業務に関する事項を審議するため、障がい学生支援室会議（以下「支援室会議」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 支援室会議は、第4条に掲げる事項について審議する。

(構成)

第8条 支援室会議は、第5条第1項に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第9条 支援室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

- 2 議長は、支援室会議を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 支援室会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第 11 条 障がい学生支援室の事務は、学務部各課及び各支援室の協力を得て、教育企画課において処理する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。